

令和2年度 東京都北区児童館監査の結果報告書

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和元年度児童館監査の結果を下記のとおり公表する。

令和3年1月25日

東京都北区監査委員	石井	稔
同	佐藤	明充
同	青木	博子
同	大畑	修

記

1 監査期日及び監査対象

12月17日（木） 王子東児童館 東十条東児童館
12月18日（金） 浮間子ども・ティーンズセンター、赤羽西児童館

事務監査は、11月27日（金）～12月18日（金）に実施した。

なお、職員の服務及び給与に関する事務については、全児童館職員（指定管理者導入児童館を除く）について庶務事務システムの照合により事務監査を実施した。

2 監査事項及び範囲

主として令和元年度及び令和2年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について実施した。なお、新型コロナウイルス感染状況に鑑み、現地巡回については監査書記が実施した。

3 監査の主な着眼点

- (1) 施設は安全性を考慮し管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (2) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。
- (3) 施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。
- (4) 各館に令達された予算が適正かつ効果的に執行されているか。

4 監査結果

児童館に係わる財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意を行った。